

基本目標 5 関係機関との連携の強化

1 DV対策関係機関の連携強化

現状と課題

DVへの対応は、幅広い分野にわたる関係機関等が、認識の共有や情報の交換、具体的な事案に即した協議など、様々な形で効果的に連携しなければなりません。

被害者の保護と自立支援を図るためには、DV相談センター、福祉事務所、広島県西部こども家庭センター（県婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター）、警察、法務局、法テラス、弁護士会、婦人保護施設や母子生活支援施設などの社会福祉施設、民間団体等が共通認識を持ち、日々の相談や保護、自立支援等で緊密に連携し、効果的な施策の実施を図っていくことが必要です。

広島市では、広島市域におけるDV対策関係機関相互の連携を図り、DVの防止から被害者への適切な支援の取組を推進するために、関係機関連絡会議を設置し連携協力を図っています。

今後も、関係機関連絡会議を開催することにより関係機関相互の連携強化を図るとともに、被害者の早期発見や自立支援に向け参加機関の拡充に取り組む必要があります。

具体的施策

(1) 関係機関連絡会議参加機関の拡充（医療関係者、公共職業安定所など）

業務上、被害者を発見しやすい医療関係者や被害者の就業支援に関係する公共職業安定所などに関係機関連絡会議へ参加してもらうよう働き掛け、一層の連携強化を図ります。

●関係機関連絡会議参加機関の拡充（市民局）

2 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化

現状と課題

平成12年（2000年）5月の「児童虐待の防止等に関する法律」で、「児童虐待」とは、保護者がその監護する児童に対して、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の行為をすることと定義づけられ、平成16年（2004年）10月の同法改正により、児童の前でDVが行われることは、児童に被害が間接的に及ぶとして心理的虐待に含まれることとなりました。DVを見てきた子どもの多くは、心に大きな傷を持ち、不安や無力感が生じる傾向が見られるなど様々な問題を抱えています。

また、平成17年（2005年）11月の「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）で、「養護者による高齢者虐待」とは、養護者（高齢者を介護している家族等）がその養護する高齢者に対して行う身体的虐待、養護の放棄、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の行為と定義されています。DVのうち、養護者である配偶者による高齢者虐待に該当する事案の場合は、DV防止法に基づく対応とともに、養護者への支援など高齢

者虐待防止法に基づく対応も必要です。

このため、児童虐待対策や高齢者虐待対策の関係機関との連携を強化する必要があります。

具体的施策

(1) 児童虐待対策関係機関との連携強化

心理的虐待を含めた児童虐待に対応するため、DV相談センターにおいて、児童相談所、学校等関係機関との連携を強化します。

- 児童虐待予防対策事業（こども未来局）
- 児童虐待防止対策事業（こども未来局）
- ⑨●児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の検討・実施（こども未来局）

(2) 高齢者虐待対策関係機関との連携強化

DVのうち、養護者である配偶者による高齢者虐待に該当する事案に対応するため、DV相談センターにおいて、地域包括支援センターとの連携を強化します。

- 高齢者虐待防止対策事業（健康福祉局）

3 苦情処理体制の確立

現状と課題

DV相談センター等被害者の相談及び支援に当たる機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理しなければなりません。

相談や支援に関する被害者からの苦情はそれぞれの機関において対応していますが、各機関は苦情を受け付けたときは、迅速かつ適切に処理するよう努める必要があります。

具体的施策

(1) 迅速かつ適切な処理

被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速に処理するとともに、処理結果について申出者に説明責任を果たすよう努めます。

- ⑨●苦情処理に関する処理方法のマニュアル化（市民局）

(2) 関係機関の情報の共有化

苦情の処理内容について、関係する機関で情報の共有化を図り、連携して苦情の防止に努めます。

- ⑨●苦情処理内容の共有化による苦情の防止（市民局、関係課）